

筆者は2度の米国勤務やロースクールで学んだ経験を通じ、米国のグリーディー資本主義を実体験として味わってきた。とりわけ会社の事業や資産を、タックスローヤーたちが知恵を絞って切り売りして金を儲けるビジネスには驚嘆させられた。

米国では、税法でA型からG型まで7つの組織再編税制が規定されている。会社分割は、親会社が財産出資を行うことによって子会社を設立し、その取得した株式を親会社の株主に分配する方法（スピンドル・オフ）、親会社が財産出資を行うことによって子会社を設立し、その取得した株式を親会社の株主が保有する親会社株式と交換する方法（スプリット・オフ）など3つの類型がある。一定の要件を満たせば非課税（正確には課税繰り延べ）になることから、多くの企業がこの規定を活用し、事業や資産を売買し莫大な利益を上げるのである。

先日経済産業省から来年度税制改正要望を聞く機会があったが、その中に「企業の組織再編成の実施の円滑化の一環として、第4次産業革命に対応し、企業の機動的な事業再編成を促進するため、特定事業を切り出して独立会社とするスピンドルの円滑な実施を可能とする等の税制措置を講じる。」という項目がある。法人税法を見直しスピンドルを可能にしたいという要望である。

その趣旨は、「我が国企業がその事業環境の変化に合わせ、より効率的な事業形態を選択できるよう、企業の機動的な事業再編成を促進する措置を講じることで、経営者による攻めの経営を促し、我が国企業・経済の更なる成長を図る」と記されている（以上の内容は、経済産業省のホームページ http://www.meti.go.jp/main/zeisei/zeisei_fy2017/zeisei_r/index.html から入手可能である）。

「企業グループ内再編成」と「共同事業再編成」の2つからなるわが国の現行組織再編税制は、スピンドルの税制優遇（課税繰り延べ）を認めていない。具体的には、支配株主がいない分割型分割は税制適格とはならず、子会社株式の分配についても税制上の手当ては行われていないので、前者の場合は一般株主にみなし配当課税が生じ、後者の場合には配当課税が生じる。わが国に、スピンドルのニーズがなかったためである。

しかし、「第4次産業革命を見据えた新陳代謝の促進・事業再編の円滑化等」が政策目的となる中では、事業環境の変化に対応して企業の組織再編成の円滑化を図る措置として、特定事業を切り出して独立会社とするような事例も出てくると思われる。

また、スピンドル（税制）が認められれば、親会社の経営者は本来の中核事業に専念することができるし、スピンドルされた子会社の方も、迅速で柔軟な意思決定が可能になり、経営者や従業員のモチ

ベーションも高まるという効果が出てくるだろう。埋没していた会社の価値がスピンドルによって新たに見いだされる可能性もある。

実際米国では、スピンドルは企業価値の向上をもたらす効果が高いことが実証されているようだ。最近の実例では、イーベイの子会社であるペイパルがスピンドルにより独立し、結果として双方を合算した企業価値が、スピンドル前の企業価値を上回ったという事例がある。

こう考えてみると、長いデフレでアニマルスピリッツが萎えているわが国に、攻めの経営を促すツールの1つとしてスピンドルを導入することは必要な税制改正なのだろう。もっとも、米国型の事業切り売りグリーディー資本主義には、注意をする必要があるが。

